

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機は、これを設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができるもの又は次に掲げる信号機とする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機は、これを設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができるもの又は次に掲げる信号機とする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの <u>（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。